

那覇市都市景観形成基準 補足

	首里金城地区	龍潭通り沿線地区	壺屋地区
壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退の対象は、庇以外の建築物の部分（外壁、柱、梁、出窓、バルコニー手摺）及び敷地囲障とする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> この空間は、雨端空間として景観の基盤を構成する要素であり、連続するグリーンベルトや石張り等により、歴史景観に調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3層目のバルコニーの手摺については壁面後退の対象外とする。
1階庇		<ul style="list-style-type: none"> 1階庇は壁面後退と共に雨端空間を構成する要素であり、庇高さは隣接建築の庇高さ等を考慮し連続的になるように計画を行う。 1階庇は道路に面する建物間口の全長にわたる設置が望ましい。意匠等の理由により困難な場合は、長さの3分の2以上の庇長さの確保に努め、通りの連続性を図るものとする。 	
外壁意匠	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁部等の仕上材は、できるだけ琉球石灰岩や木材等の自然素材を取入れ歴史景観に調和させる。 		
設備等	<ul style="list-style-type: none"> 給水方式を加圧式とする等、屋根面より上部への設備類等の突出はなくすように努める。やむを得ず高架水槽を設置する場合は、努めて低く設定し、建築物と調和した意匠とする。 		
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は沖縄県産赤瓦とし、出来る限り本瓦葺きとする。本瓦葺きによらない場合はS瓦、断熱瓦葺きとする。 赤瓦屋根の形状は寄せ棟を原則とし、やむを得ず切り妻等とする場合は沿道側に軒を見せるものとする。 赤瓦屋根面には、天窓、ソーラーパネル等付属物の設置は控える。 		